

補助金は1事業者1回限り

最大 **80万円**

補助率 4/5以内 下限16万円

コロナ対策

あかいいわ設備補助金

赤磐市は、赤磐商工会と連携し市内中小企業がコロナウィルス感染症の影響から脱却し、コロナ対策やアフターコロナのための生産性及び売上げアップにつながる20万円以上の設備投資をバックアップします。

テレワークで
作業向上したい

コロナ対策のため
店にエアコンを
設置したい

集客効果を
高めるため
デジタル式看板を
付けたい



対象者：以下要件をすべて満たす法人又は個人

- ① 令和2年2月1日以前から主たる事業所が赤磐市内にある小規模事業者及び中小企業者
- ② コロナの影響で令和2年2月から8月まで期間の売上げが前年同月比50%以上減少し、以下のいずれにも該当しない事業者

商工会法第2条に規定する商工業者でない者。

暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している事業者。

補助金の趣旨及び目的に照らして適当でないと認める事業者。

補助対象

令和2年4月から令和2年12月31日までに支払い及び納品が完了し
令和3年1月15日までに実績報告が完了した以下のもの（リース含む）

機器等購入費	新たに導入した機器等の購入
システム構築費	新たに導入したソフトウェア、情報システム等の購入

具体的には、3密対策をするための空調設備（生産性向上が必須件）、集客のためのデジタル式の看板、テレワークで社員に見積もりをさせるためのソフトウェア等

主な対象外経費

中古品の購入、基礎工事は対象外です。その他は以下のとおり

対象外経費	内容
汎用性の高い設備など	パソコン、プリンタ、表計算ソフト、会計ソフト等
修繕・修理など	機械の修理やシステム不具合の修正・バージョンアップ等

設備補助金

補助率:4/5以内 補助金額:16万円(下限)~80万円(上限)
20万円以上の設備投資が対象 1事業者1回限り

申請方法

- ①赤磐市のホームページに掲載の公募要領、Q&Aを熟読のうえ、様式をダウンロードして申請してください。

重要事項

- ①赤磐市の固定資産税の申告義務があります。
- ②補助金の支払いは赤磐市・赤磐商工会の現地確認後となります。
- ③効果測定のため5年間の決算書提出と市と商工会による現地調査が補助金受給条件です。実施されない場合は補助金返納となります。

申請書提出先及びお問合せ先

〒709-0816 赤磐市下市 357-7 TEL086-955-0144

赤磐商工会本部

メール akaiwa@okasci.or.jp

問い合わせ時間 9時~17時（土日祝除く）

★ご相談は、赤磐市産業支援センター、赤磐商工会本部・各支所へ